

【海外出張】

ネパール出張の報告 ～現地ワークショップの実施と今後の支援の方向性～

国際協力部教官

原 彰 一

第1 はじめに

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の長期専門家として派遣されていた磯井美葉弁護士（当時。以下「磯井専門家」という。）は、後述のとおり、ネパールの国家司法学院（以下「NJA」という。）をカウンターパート機関として、民法の家族法分野に関する逐条解説（NJAの研修用教材として発行されるため、リソース・マテリアルと呼称されており、以下「RM」という。）を作成する支援を実施していた。

当職は、2023年12月25日（月）から同月31日（日）までの日程（移動日を含む。）で、JICA調査団に同行し、家族法分野のRMの完成に向けてドラフターとJICAアドバイザリーグループ（以下「AG」という。）委員との間でワークショップを実施するとともに、個別専門家派遣スキームでの磯井専門家の任期が2024年3月までであることから、その後のネパール支援の方向性等を調査する目的で、ネパールに出張した。

本稿では、上記出張について報告し、RMの作成支援や現地ワークショップの実施、今後のネパール支援の方向性等の概要を紹介したい。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 家族法分野のRMの作成支援について

1 これまでのネパール支援の概要

ネパールについて、王政廃止と連邦民主制への移行をきっかけに19世紀に制定された「ムルキアイン」法典（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する基本法典）を分割した上で内容を現代化する必要が生じた。そこで、ネパール政府の要請を受け、法・司法・議会担当省（以下「司法省」という。）をカウンターパート機関として、AGを中心に2009年より民法の起草支援が開始され、2017年に民法を含む新5法（民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び量刑法）が成立し、翌年8月に施行された（南アジアで最初に制定された民法典とされる。）¹。

¹ ネパール支援の経緯や成立した民法典の概要については、石崎明人「ネパール新民法、遂に成立！」ICD NEWS第73号（2017年12月号）80頁以下、同「ネパール新民法の概要」ICD NEWS第77号（2018年12月号）156頁以下を参照されたい。

民法の成立後も、法令の解釈・適用が統一されておらず、裁判官毎に判断がまちまちであったり、不法行為や国際私法など民法で新たに導入された規定の理解が進まず、適切に運用できていないといった課題があったことから、JICA個別専門家及び国別研修の支援スキームや法務省（当部）独自の支援等により、長期派遣専門家による現地活動や本邦研修・現地セミナー等の実施を通じて、ネパールに対し、民法の普及・運用改善や将来の改正に向けた支援が継続されてきた²。

2 家族法分野のRM作成支援

上記のとおり、民法の普及・運用改善等に向けた支援が継続されてきたが、ネパールでは、民法に関して信頼できる解説書が存在しておらず、多くの司法関係者が参照することのできる民法の逐条解説を作成することが法令の解釈・適用の統一などの課題を解決する上で非常に効果的と考えられたことから、これまで磯井専門家において逐条解説を作成する支援が模索されてきた。紆余曲折あり、カウンターパート機関を司法省からNJAに変更することで、ようやくRMの作成支援を開始することができるようになったが、その時点では、任期中に民法全体のRMを作成することが不可能であったため、トライアルとして家族法分野のRMに限って作成に着手することとなった。

こうして2023年7月より、NJAとの間で、家族法分野のRMの作成支援が開始され、具体的には、現役又はOBの裁判官5名にドラフトの作成を依頼して、AG委員がドラフトの内容を検討しその意見を反映させた上で、磯井専門家の任期中での完成を目指した。

第3 出張の概要

1 現地ワークショップの実施

現地ワークショップは、2023年12月28日及び翌29日の2日間にわたって開催された。

本出張では、AG委員である慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授と新潟大学の南方暁名誉教授に御参加いただき、特に家族法を御専門とする南方名誉教授においてドラフトへ多くのコメントをいただくとともに、ワークショップでの議論をリードしていただいた。ネパール側のドラフターも、総じて能力が高く、NJAにおいて適切な人物が選定されていることがうかがわれた。

家族法分野のRMは全部で11章³あり、ワークショップでは、ドラフターごとに

² 民法成立後の支援の概要については、下道良太「国際協力部のネパール法整備支援活動を振り返って」ICDNEWS第87号（2021年6月号）88頁以下、茅根航一「ネパール出張～現地セミナー（日本の民事訴訟実務、専門訴訟の実務、財産法）」ICDNEWS第96号（2023年9月号）165頁以下などを参照されたい。

³ 1章「婚姻」、2章「婚姻の効果」及び3章「離婚」をKeshab Prasad Bastola 地裁判事が、4章「親子関係」及び5章「親権」をKailash Prasad Subedi 地裁判事が、6章「後見」及び7章「保佐」をNarishwor Bhandari 高裁判事が、8章「養子縁組」及び9章「国際養子縁組」をBaburam Regmi 元高裁判事が、10章「家族財産の分割」及び11章「相続」をMahesh Pudasaini 元高裁判事がそれぞれ担当した。

担当箇所に関するいくつかのトピックを取り上げて集中的な議論が行われた。細部への指摘は直接ドラフトに記載する方法で事前に行われており、時間的な制約もあったことから、各ドラフトの基本的な理解に影響するような民法の条文中で必ずしも明確になっていなかった部分を日本側とネパール側で確認することが中心であった。例えば、ネパール民法での後見と保佐との区別、婚姻の効力発生時期、家族財産の分割制度（Partition）の理解・相続との区別等があり、その中には条文上明確ではないが、ネパール側には共通の理解がある事項もあれば、先例がなく、ドラフター間でも意見が割れる事項もあった。このように、ドラフターとA G委員との間で活発な議論がされ、議論の結果を踏まえてドラフトに説明を加えることになるなど、中身の濃い議論をすることができた。今回のワークショップを通じて、単なる資金協力とは異なり、内容面の支援を行うという日本の法整備支援の意義をN J Aに実感してもらえたことが大きな収穫であったと思われる。

【ワークショップの様子】





2 他の機関の訪問

本出張では、N J Aでのワークショップの実施に加えて、以下のとおり、司法省及び最高裁判所を訪問することができた。

(1) 司法省

司法省では、2023年度の本邦研修⁴に参加した、ウダヤ・ラジ・サプコタ次官と面談することができ、同次官からは、引き続き法・司法分野での支援の求めがあり、特に、司法省は、民法や刑法といった司法省が所管する法令以外に他省が所

⁴ 2023年度の本邦研修は、「民法改正及び運用改善」をテーマに2023年12月2日から同月13日の日程で実施された。詳細については、拙稿「2023年度ネパール本邦研修（民法改正及び運用改善）」ICD NEWS第98号（2024年3月号）121頁以下を参照されたい。

管する法令に係る法案の起草及び議会への提出等も担当しているため、法案起草スキルの向上に向けた支援への関心が高かった。また、司法省もRMの作成支援については好意的であり、RMやそこでの議論は法改正でも参照されるべきものであるから、RMの作成支援でも司法省を巻き込んでいくことが重要と思われた。

(2) ネパール最高裁判所

最高裁では、同じく本邦研修に参加した、プラカシュ・マン・シン・ラウト最高裁判事（次期最高裁長官と目されている。）と面談することができ、最高裁が直面している課題について意見交換を行った。課題の中には、デジタル化やインフラの整備、人材育成のほか、本邦研修でも高い関心が示されていた家事部や家庭裁判所の設置があり、現在、カトマンズ地方裁判所において家事部を設置するトライアルが実施されているとのことであり、日本側の知見・経験の更なる提供が求められた。

現時点では、最高裁の課題にどのような形で対応できるのか不透明であるが、ラウト判事らが本邦研修に参加したことを契機として日本の支援に対する高い信頼を得ることができたように思われ、今後、最高裁との間でも何らかの形で協力関係の構築が検討されることが望ましい。

第4 今後の支援の方向性について

今回の出張結果を踏まえて、今後の支援の方向性に関する所感を若干述べたい。

1 ワークショップの実施及び家族法分野のRMについて

ワークショップでは、ドラフターとの間で家族法に関する重要な問題点について中身のある議論ができたが、二日間にわたってこれだけ集中的な議論ができたのは、まずもって、ご多忙の中、AG委員の先生方に大部のドラフトを事前にご検討いただき、ネパール側の法令や考え方を踏まえた上で議論していただいたことが大きい。加えて、ワークショップを対面で実施できたということも充実した議論を実現できた要因の1つであると指摘できる。

その後、ワークショップでの議論を踏まえてドラフトが修正され、原稿が概ね整えられたが、正式な出版に当たっては更に全体の調整等を要することから、磯井専門家の任期終了までに正式な完成には至らず（もっとも、暫定版としてはあるが、NJAのウェブサイトで原稿が公開されており、誰でも閲覧可能になっている。）、JICAによるネパールに対する法整備支援がいったん終了した。短期間で実務の使用に耐える質の高い文献を作成する必要があったことから、当初の予定通りに完成しなかったことはやむを得ないというべきであり、将来的にJICAの新規案件が開始されることがあれば、その際に改めて完成を目指すことが検討されるべきである。

2 民法の他の分野のRM作成支援について

(1) これまで、ネパールに対し、民法典の起草を支援した我が国の強みを生かしなが

ら、民法の普及・運用改善等を支援してきたところであるが、RMの作成支援は、民法に関する信頼できる解説書が存在しない中で、裁判官を含む司法関係者が広くこれを活用することができる点で非常に意義のある活動と考えられる。N J AでもRMの作成は一樣に有益であるとの意見であり、主に裁判官向けの研修での教材として使用することが想定されているが、RMの市販が検討されており、それにより弁護士や学者、学生、ビジネス関係者等が幅広く参照することができ、さらには将来の法改正でも参照されることが見込まれるなど、幅広い活用が想定されている。このようにネパールにおいてRMに対するニーズは確実に存在すると考えられる。

そこで、家族法分野のRM作成のトライアルの成果を踏まえ、今後、財産法や契約法などの民法の他の分野でもRMの作成支援を実施することが適当であると思われる。民法全体のRMが作成されることで、より広い分野で民法の普及・運用改善につなげることができ、また、N J Aでは、民法のRM完成後も法改正や新たな判例を踏まえた改訂が検討されており、将来的には完成したRMを自立して運用していくことが期待される。なお、本出張では、J I C A本部から山下契ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム課長が同行しており出張者があり、家族法分野のRMの成果を踏まえて、今後の支援の可能性が検討されるものと思われる。

(2) 当部による支援への関与について

ネパールに対するJ I C Aの法整備支援はいったん終了することになったが、上記のとおり、RMの作成支援は非常に意義のある活動であり、ネパールとの間でRMの作成支援に向けた技術協力が新たに開始された際には、当部としてもこれに協力することが相当である。また、RMを作成する機運が高まっていることから、これを維持して新規案件の実施にスムーズにつなげるために、RMの作成支援に向けて対面での議論を定期的に継続していく必要性が高いと思われ、当部において、N J Aとの間で現地セミナーを実施することなどが検討されるべきである。現地セミナーでは、家族法分野のRMの振り返りや活用に向けた取組を協議するとともに、他の分野のRMの作成に向けて民法の重要なテーマについて議論することなどが考えられる。

3 他の機関との連携について

RMの作成支援では、支援の重点が司法省からN J Aに移ることになるが、従前から民法改正及び運用改善に関与する機関を多く巻き込むために、最高裁や法律委員会、大学、弁護士会などと連携してきたところであり、引き続き長期的な視点で民法典を改正・運用していけるよう多くの機関と連携していくことが重要と思われる。また、司法省や最高裁への支援の可能性についても今後検討されるべきである。